

3. テニス保険

(テニス特約セット賠償責任保険)

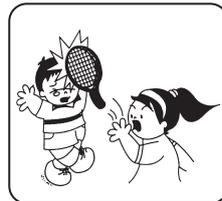
団体割引
30%

※団体割引は、本団体契約の前年のゴルファー保険、テニス保険、スキー・スケート保険のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。



この保険のポイント

この保険は、『テニス』に伴う次の3種類の事故または出費による損害について保険金をお支払いします。



補償する内容

補償は、国内のテニス施設内におけるテニスの練習、競技または指導（これらに伴う更衣、休憩を含みます。）中の損害にかざられます。

① 第三者に対する賠償責任

他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担された場合。

② ご自身のケガ

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合。

③ テニス用品の損害

「テニス用品の盗難」「テニスラケットの折損または曲損(ただし、ガットのみが生じた場合は対象外です。)」により損害が発生した場合。

*用品とは、テニスラケット、テニスボール、その他のテニス用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。



事故例

- ・プレー中に、テニスラケットが当たって他人をケガさせてしまった。
- ・プレー中に、転倒して足を捻挫した。
- ・テニス場内で何者かにテニスラケットを盗まれた。

パンフレットの
最終ページで詳細を
ご覧ください

<ご加入の型およびご契約金額（保険金額）と保険料>

(保険期間1年、団体割引30%)

補償内容 \ 型	TA	TB	TC
賠償責任 (自己負担額0円)	2,000万円	3,000万円	5,000万円
ケガ	211.6万円	243.0万円	244.0万円
テニス用品	5万円	7万円	10万円
年間保険料(一括払)	1,100円	1,200円	1,300円

※ケガには、入通院の補償が含まれております。詳しくは最終ページの「お支払いする保険金の内容」をご覧ください。

※退職後のお取扱いについては、「レジャー保険お申込方法」の「退職後のお取扱いについて」をご覧ください。

保険金をお支払いできない主な例

第三者に対する賠償責任

●故意による事故●戦争・暴動等に起因する事故●地震、噴火、洪水、津波等に起因する事故●同居の親族に対する賠償責任●他人から借りたり預かったりしている物に生じた事故 など

テニスプレーヤー自身のケガ

●故意または重大な過失によるケガ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ●むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの●地震、噴火、洪水、津波等によるケガ●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ など

テニス用品の損害

●故意または重大な過失による損害●自然の消耗または性質による変質その他類似の事由に起因する損害●地震、噴火、洪水、津波等による損害●テニスボールのみの盗難●テニスラケットのガットのみが生じた破損 など

お支払いする保険金の内容

1. 自転車総合保険

賠償責任 1 事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士費用、または仲裁、和解もしくは調停に要した費用などをお支払いします（賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承認を必要とします）。

ケガ

- ・**死亡保険金** ケガのため事故発生日からその日を含めて 180 日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
- ・**後遺障害保険金** ケガのため事故発生日からその日を含めて 180 日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 3%~100%をお支払いします。
- ・**入院保険金** ケガのため入院（入院に準じた状態を含みます）された場合、事故発生日からその日を含めて 180 日以内の入院に対し、入院日数 1 日につき入院保険金日額をお支払いします。
- ・**通院保険金（通院保険金支払特約セット）** ケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度になおった日までの通院（往診も含みます。）に対し、90 日を限度として通院日数 1 日につき通院保険日額をお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて 180 日以内の通院が対象となります。

【ご注意】次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。○回復程度を確認するための通院 ○薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院 ○ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院

※死亡保険金および後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、ご契約期間（保険期間）を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。※ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響により、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。※これらの保険金は健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。

2. ゴルファー保険

賠償責任 1 事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用等もお支払いします（賠償金額の決定には事前に損保ジャパンの承認を必要とします）。

傷害事故

- ・**死亡保険金** 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に亡くなられた場合、ゴルファー傷害のご契約金額（保険金額）の全額をお支払いします。
- ・**後遺障害保険金** 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じてゴルファー傷害のご契約金額（保険金額）の 3%~100%をお支払いします。
- ・**入院保険金** 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため入院（入院に準じた状態を含みます。）された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院に対し、入院日数 1 日につきゴルファー傷害のご契約金額（保険金額）に 1,000 分の 15 を乗じた金額をお支払いします。
- ・**通院保険金** 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度になおった日までの通院（往診も含みます。）に対し、90 日を限度として通院日数 1 日につきゴルファー傷害のご契約金額（保険金額）に 1,000 分の 1 を乗じた金額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院が対象となります。

※死亡保険金および後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、ご契約期間（保険期間）を通じ、合算してゴルファー傷害のご契約金額（保険金額）が限度となります。

※ケガをされた時にすでに存在していたケガや病気の影響により、ケガの程度が重くなったり、治療期間が長くなったりした場合は、その影響を控除して保険金をお支払いします。（例）骨粗しょう症の影響によりケガの程度が重大になったときなど。

用品損害 時価（修理可能な場合は時価と修理代金のいずれか低い額）により算出したそのゴルフ用品の損害額をお支払いします。なお、ご契約期間（保険期間）を通じ、ゴルフ用品のご契約金額（保険金額）が限度となります。

ホールインワン・アルバトロス費用 日本国内のゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成されたときに負担された次の費用に対して、保険金をお支払いします。

- 贈呈用記念品購入費用 ●祝賀会費用 ●ゴルフ場に対する記念植樹費用 ●同伴キャディに対する祝儀 など

※ホールインワンまたはアルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、お支払いする保険金の合計は、それらのご契約のうちで最も高いご契約金額（保険金額）が限度となります。（例）損保ジャパン（ご契約金額 50 万円）、A 社（同 30 万円）と 2 件ご契約の場合、お支払いできる保険金は 2 社合計で 50 万円が限度となります。

3. テニス保険

賠償責任 1 事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用等もお支払いします（賠償金額の決定には事前に損保ジャパンの承認を必要とします）。

ケガ

- ・**死亡保険金** 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に亡くなられた場合、傷害のご契約金額（保険金額）の全額をお支払いします。
- ・**後遺障害保険金** 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害のご契約金額（保険金額）の 3%~100%をお支払いします。
- ・**入院保険金** 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため入院（入院に準じた状態を含みます。）された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院に対し、入院日数 1 日につき傷害のご契約金額（保険金額）に 1,000 分の 15 を乗じた金額をお支払いします。
- ・**通院保険金** 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度になおった日までの通院（往診も含みます。）に対し、90 日を限度として通院日数 1 日につき傷害のご契約金額（保険金額）に 1,000 分の 1 を乗じた金額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院が対象となります。

【ご注意】次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。○回復程度を確認するための通院 ○薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院 ○ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院

※死亡保険金および後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、ご契約期間（保険期間）を通じ、合算して傷害のご契約金額（保険金額）が限度となります。※ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響により、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

用品損害 時価（修理可能な場合は時価と修理代金のいずれか低い額）により算出したそのテニス用品の損害額をお支払いします。なお、ご契約期間（保険期間）を通じ、テニス用品のご契約金額（保険金額）が限度となります。

4. スキー・スケート保険

賠償責任 1 事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用等もお支払いします（賠償金額の決定には事前に損保ジャパンの承認を必要とします）。

ケガ

- ・**死亡保険金** 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に亡くなられた場合、傷害のご契約金額（保険金額）の全額をお支払いします。
- ・**後遺障害保険金** 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害のご契約金額（保険金額）の 3%~100%をお支払いします。
- ・**入院保険金** 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため入院（入院に準じた状態を含みます。）された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院に対し、入院日数 1 日につき傷害のご契約金額（保険金額）に 1,000 分の 1 を乗じた金額をお支払いします。
- ・**通院保険金** 急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度になおった日までの通院（往診も含みます。）に対し、90 日を限度として通院日数 1 日につき傷害のご契約金額（保険金額）に 1,000 分の 0.5 を乗じた金額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院が対象となります。

【ご注意】次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。○回復程度を確認するための通院 ○薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院 ○ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院

※死亡保険金および後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、ご契約期間（保険期間）を通じ、合算して傷害のご契約金額（保険金額）が限度となります。※ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響により、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

用品損害 時価（修理可能な場合は時価と修理代金のいずれか低い額）により算出したその雪上滑走スポーツ用品の損害額をお支払いします。なお、ご契約期間（保険期間）を通じ、雪上滑走スポーツ用品のご契約金額（保険金額）が限度となります。